

所在不明株主等への対応

弁護士：小池 史織

目次	次
1 はじめに..... 44	(ハ) 株式の対価の支払い..... 48
2 所在不明株主への対応..... 45	ハ 所在不明株式の売却制度..... 48
(1) 所在不明株主がいることの問題点..... 45	(イ) 会社法の所在不明株式の売却制度..... 48
(2) 具体的な対応策..... 46	(ロ) 所在不明株主に関する会社法の特例..... 51
イ 所在不明株主の探索を行った上での任意の買取り..... 46	3 名義株への対応..... 53
ロ 会社法の制度を利用した株式集約..... 46	(1) 名義株の問題点..... 53
(イ) 特別支配株主の株式等売渡請求..... 46	(2) 具体的な対応策..... 53
(ロ) 株式併合..... 47	4 むすびに..... 54

1 はじめに

本誌では、「非上場会社における少数株主への対応」をテーマに、会社法上の少数株主の権利等について特集しているが、本稿では、少数株主対策の一環として、株主名簿に記載はあるものの会社から連絡が取れなくなり、所在が不明となってしまっ

ている株主（以下「所在不明株主」という^{*1,2}）がいる場合の対応に焦点を当てて解説することとしたい（後述「2 所在不明株主への対応」）。また、所在不明株主に類似した問題として、会社の株主名簿に記載されている株主とその株式の実質的な所有者とが一致していない株式（以下「名義株」という。）への対応があるが、これ

*1 中小企業庁財務課「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル「会社法特例」（所在不明株主の株式の競売及び売却に関する特例）」2頁（令和3年12月）

*2 会社法上は、株式会社が株主に対してする通知または催告が5年以上継続して到達しない場合における当該株主のことを「所在不明株主」というが（山下友信編「会社法コンメンタール4株式(2)」(商事法務2009年)233頁参照)本稿における「所在不明株主」は、断りのない限り本文に記載した「所在不明株主」をいうものとする。

についても本稿で合わせて触れておくこととする（後述「3 名義株への対応」）。

2 所在不明株主への対応

(1) 所在不明株主がいることの問題点

所在不明株主が発生する原因としては、株主の住所変更や相続時の手続き漏れ等があるが、所在不明株主がいることで、スムーズな事業承継の障害となるといった問題が生じる。

事業承継を行う上で重要な課題となるのが株式の集約であるが、所在不明株主の所有する株式については、会社やオーナー株主等が直接交渉して同株式を取得することが難しくなる。また、議決権の集約を目的として種類株式（無議決権株式、取得条項付株式等）を導入することもあるが、（種類）株主全員の同意が必要となるケースがあるために^{*3}、所在不明株主からの同意

が得られず手続きが頓挫してしまうといった事態も生じ得る。さらに、所在不明株主の議決権割合によっては、事業承継を行う過程で実施することのある自己株式取得やスクイーズアウト等を決定する株主総会決議の要件を充足できないといった事態も想定される（なお、中小企業のM&Aのケースでは、全株式について株式譲渡を行うことが多いため、所在不明株主の議決権割合が多くなるとも事業承継の妨げとなり得る。）。

加えて、通常の株主総会の運営においても、所在不明株主がいることで、総株主（株主全員）の同意を要する事項（※下の図表を参照）につき決議ができないという事態に陥る可能性があるほか^{*4}、同株主が増えることにより、株主総会の定足数や決議要件を充足できなくなるといった事態を招来するおそれもある。

図表 総株主（株主全員）の同意を要する事項

同意事項	会社法上の根拠条文
発起人・設立時取締役・設立時監査役・設立時募集株式の引受人・募集株式の引受人・新株予約権者・役員等（取締役・会計参与・監査役・執行役・会計監査人）・業務執行者等の責任の全部の免除	55、102の2②、103③、120⑤、213の2②、286の2②、424、462③、464②、465②
発行する株式の全てに取得条項の設定又は変更をする定款変更	110
会社が特定の株主から自己株式を取得する際に、特定の株主に自己をも加えたものを議案とすることを請求できるとする規定（160②③）を適用しない旨の定款変更	164②
組織変更計画の承認	776①
吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない場合において、合併対価等の全部又は一部が持分等である場合の同社における吸収合併契約又は株式交換契約の承認	783②

*3 種類株式導入に関する手続きの詳細は、竹川靖之「種類株式発行会社と会社法上の留意点」（本誌2022年8月号）66-68頁参照

*4 所在不明株主が種類株主である場合、当該種類株式について、取得条項を新設又は変更（廃止を除く）する場合や会社法322条1項の種類株主総会を不要とする旨の変更を行う場合に必要の種類株主全員の同意（会社法111①、同法322④）が得られないという問題も生じ得る。

(2) 具体的な対応策

これらの問題への対応策としては、①所在不明株主の探索を行った上での任意の買取り（後記「イ」）、②会社法の制度を利用した株式集約（後記「ロ」）、及び③所在不明株式の売却制度（後記「ハ」）が有効である。以下、具体的に解説する。

イ 所在不明株主の探索を行った上での任意の買取り

所在不明株主の人数が少数であり、株式の買取金額について当該株主と直接交渉したいとの要望が会社側にある場合の対応としては、所在不明株主の現在の住所や、（当該株主が亡くなっている場合には）その相続人を探索した上で交渉するという方法があり得る。

この方法による場合、株主名簿記載の住所等を手掛かりに、弁護士による職務上請求等を通じ、住民票や戸籍謄本等を入手して所在不明株主の調査を行うこととなるが、そもそも株主名簿に不備がある場合や、住民票等から所在不明株主にたどり着けなかった場合には、所在不明株主と直接交渉することはできない。

ロ 会社法の制度を利用した株式集約

調査を行っても株主や相続人の所在を突き止められない場合、同人と交渉すること

ができないのは上記 2(2)イのとおりであるが、その所在を突き止められたとしても、同人との交渉が難航することも考えられる。

そこで、実務上は、会社法の制度を利用して、少数株主の承諾を得ることなく、現金を対価として強制的に少数株主の株式を取得することで少数株主を会社から締め出す方法（以下「スクイーズアウト」という。）を用いた所在不明株主対応策が検討されることがある。

所在不明株主に対するスクイーズアウトとしては、(イ)特別支配株主の株式等売渡請求及び(ロ)株式併合の2つの方法が考えられる*5。以下、各制度の概要について説明する*6。

(イ) 特別支配株主の株式等売渡請求

特別支配株主の株式等売渡請求とは、平成26年の会社法改正により創設された制度であり、自ら単独で又は自らの完全子会社等と合わせて対象会社の総株主の議決権の90%（これを上回る割合を定款で定めた場合にあってはその割合）以上を有する特別支配株主は、株主総会の決議を経ることなく、他の全ての少数株主（所在不明株主を含む）から株式等を買取り取ることができるというものである。同制度は、会社とではなく特別支配株主

*5 対象会社の親会社のみが利用できる株式交換（組織再編）によるスクイーズアウトと、株式併合による方法が一般的となつてからはほとんど用いられなくなった全部取得条項付種類株式によるスクイーズアウトについては、本稿では取り上げないこととする。なお、スクイーズアウトの各手法の比較や課税上の留意点等を解説したものとして、川北力・品川芳宣『非上場企業の事業承継における株主構成戦略～M&A・従業員持株会等の活用～』（大蔵財務協会2022年）第1章第3節（29-39頁）も参考にされたい。

*6 以下は株券発行会社（会社法117⑦）ではない場合を前提とした説明であり、株券発行会社の場合には、株券の提出に関する通知・公告（同法219①二、同四の二）等も必要となる。

との間で売買契約が成立したのと同様の法律関係を生じさせる点に特徴がある。

特別支配株主による株式等売渡請求を行う場合に必要手続きは、㉞特別支配株主から対象会社への売渡請求等の通知（会社法179の3①）、㉟対象会社による承認（するか否かの決定）及び特別支配株主に対する決定内容の通知（同③、同④）、㊱対象会社による売渡株主等に対する通知又は公告（同法179の4①、同②）、㊲対象会社による事前開示手続き（同法179の5①）、㊳対象会社による事後開示手続き（同法179の10①、同②）である。

㊴のうち、対象会社が行う売渡株主（所在不明株主）に対する通知（株式等売渡請求の承認をした旨、特別支配株主の氏名（又は名称）及び住所、売渡株主に対して交付する対価の額又は算定方法、取得日等の通知）は、株主名簿に記載された所在不明株主の住所に宛てて行えば足り（同法126①）、通知が届かないときであっても、通常到達すべきであった日に届いたものとみなされる（同②）。売渡株主に対する通知以外（売渡新株予約権者、売渡株式の登録株式質権者及び売渡新株予約権の登録新株予約権質権者に対する通知）は、公告で代替することができる（同法179の4②）。

この通知又は公告がなされたときは、特別支配株主から売渡株主等（所在不明株主を含む）に対し、株式等売渡請求がされたものとみなされ（同③）、特別支

配株主は、取得日に売渡株式等の全部を取得する（会社法179の9①）。売渡株式等が譲渡制限株式等の場合であっても、譲渡承認があったものとみなされるため（同②）、別途譲渡承認手続きを経る必要はない。

なお、通知及び公告の費用は、特別支配株主が負担するものとされている（同法179の4④）。

(ロ) 株式併合

上記(イ)の特別支配株主の株式等売渡請求は、支配株主が単独で（又はその特別支配株主完全子法人も含め）議決権の90%以上を有していないときはすることができない。そこで、実務上は、株式併合によるスクイーズアウトを検討することの方が多。

株式併合とは、数個の株式を併合し、それよりも少数の株式とする手法であり、例えば、発行済株式3株を1株にするというものである。株式併合後の所在不明株主の保有株式数が1株未満となるような併合割合で株式併合を行うことにより、所在不明株主を強制的に排除することができる^{*7}。

株式併合による場合の手続きは、㉞株主総会の特別決議（会社法180②、同法309②四）、㉟株式併合の通知又は公告（同法181）、㊱事前開示手続き（同法182の2①）、㊲株式併合の効力発生後の端数処理（同法234）、㊳事後開示手続き（同法182の6①、同②）、㊴発行済株式総数（及び発行可能株式総数）の変更の

^{*7} 端数となる株式を有している所在不明株主以外の少数株主も締め出されることとなるため、株主構成や買取原資の問題等も含め、所在不明株主以外の少数株主に株式併合の影響を及ぼしたくないケースでは、株式併合の手段を用いることができない。

登記である。

実務上、①の通知又は公告を株主総会に先行させることもあり、これにより、株主総会の決議後直ちに株式併合の効力を生じさせることも可能であるとされている*8。

また、⑤において会社は、端数株式を競売又は裁判所の許可を得て行う売却により処分し、その端数に応じて得られた代金を株主に交付することとなる（同法234）。端数株式の売却は、原則として競売によるものとされているが（同①）、競売以外の方法で売却することもでき、市場価格のない非上場会社の株式については、取締役全員の同意により裁判所に対して売却許可の申立てを行い、裁判所の許可を得て売却する必要がある（同②、同③）。会社が買い取る場合には、買取株式数及びこれと引換えに交付する金銭の総額を、取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数による決定）で定めなければならない（同④、同⑤）。

（イ）株式の対価の支払い

特別支配株主の株式等売渡請求及び株式併合のいずれの方法であっても、所在不明株主に対する株式の対価の支払いが必要となるのは前出のとおりだが、当該株主が「所在不明」であるためにその支払いができないという事態が発生し得る。

この場合、債権者である所在不明株主の受領不能又は債権者不確知を理由に、

対価を供託することによりその債務を免れることが可能である（民法494）。この手続きは、実務上、株主名簿に記載された所在不明株主の住所地を管轄する法務局で行うのが原則である（同法495①、同法484）。

ハ 所在不明株式の売却制度

（イ）会社法の所在不明株式の売却制度

会社法における所在不明株主の株式売却制度は、平成14年商法改正により導入され、会社法に引き継がれた制度である。この制度は、株主名簿上の株主の住所（又は株主が別に通知した場所・連絡先）に対する通知・催告が5年以上継続して到達せず、当該株主に対する通知・催告を要しないこととなった株式（会社法196①）について、当該株式の株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しなかった場合、会社は、その株式を当該株主の承諾なく競売（又は競売に代わり売却）することができるというものである（同法197①、同②）。

平成14年商法改正前から、所在不明株主に対する通知・催告を省略できる制度は存在していたが、通知・催告を省略するだけでは、会社はなお当該株主についての管理コスト*9を負担し続けなければならない。また、権利行使をしない所在不明株主が多くなると、定足数との関係で株主総会決議の成立に支障をきたす事態も生じ得る*10。

そこで、このような問題の解決を企図

*8 松井信憲『商業登記ハンドブック』（商事法務2021）311頁参照

*9 会社は当該所在不明株主の名義を株主名簿から抹消することはできず、剰余金の配当や株券発行会社における株式分割・株式無償割当て時の株券交付など、当該所在不明株主に対する義務履行は免除されない。

*10 前出*2 240-241頁

して、所在不明株主の株式売却制度が導入されたのである。所在不明株主は、その株式の競売（又は売却）により株主たる地位を喪失するが、経済的持分は保障される。

同制度を利用するためには、実体要件として、①株主に対する通知又は催告が5年以上継続して到達しないこと（同法197①一、同法196①）、②当該株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しなかったこと（同法197①二）が必要であり、手続要件としては、③当該株主その他の利害関係人が一定の期間（3か月以上）内に異議を述べることができる旨等を公告し、かつ個別に催告すること（同法198①）、④裁判所の手続きを経ること（競売又は裁判所の売却許可）（同法197①柱書、同②）が必要である。以下、具体的に解説する。

a 株主に対する通知又は催告が5年以上継続して到達せず、当該株主に対する通知又は催告を要しないこととなった株式であること

「通知又は催告」の代表例としては、株主総会の招集通知（会社法299）が挙げられるが、会社法上の通知・催告に限られず、法定外の任意の通知である株主総会決議通知や、株主通信、株主優待制度による物品の送付も含まれる^{*11}。

この通知・催告は、株主名簿上の株主の住所（株主が別に通知した場所や連絡先がある場合にはその場所や連絡

先）に宛てて行えば足り（同法126①）、たとえその株主が既に株式を譲渡するなどしてもはや株主ではなくなっていたとしても、あるいはその株主の死亡により相続が発生していたとしても、当該住所に到達している限り、「到達しない場合」（同法196①）には該当しない。また、通知・催告は継続して行わなければならない、起算点となる最初の不到達以降、会社がなすべき通知・催告を全て行うことが必要である（実際に発信することを要するため、到達しないと分かっている場合であっても省略することができない。）。一度も到達しないまま5年が経過し、その後の最初の通知・催告が到達しなかった時点で要件を充足したことになる。

この要件を充足したことを証明するためには、会社に返送された株主総会招集通知などを整理して保管しておく必要がある。通知・催告が継続して到達しないことの立証方法については、「返戻された郵便物に関する情報を社内の規程に従って整理・管理しておけば、管理している情報によって少なくとも継続不到達は事実上推定される場合が多い」として、「返戻された郵便物の保管は必ずしも要しない」とする見解があり^{*12}、この見解に従えば、所在不明株主に対する通知・催告を省略するための立証方法としては上記方法（到達状況の記録等）で足りることとなる。しかし、東京地方裁判所に所在

11 前出 2 234頁

12 前出 2 239頁

不明株主の株式売却許可を申し立てる場合には、疎明資料として6年分の返戻封筒の提出を要するとされており、代表取締役の陳述書などの代替書面による疎明は認められていないため^{*13}、やはり返戻された郵便物は保管しておくべきである。

なお、実務上は、そもそも株主名簿の作成すらされていない例が多く見受けられる。株主名簿の作成は会社法上の義務である上（同法121条）、本要件との関係でも、株主名簿上の住所への到達が基準となることから、同制度を利用するための前提として、株主名簿を作成し、株主の住所等の必要事項を記載しておくことが重要である。

b 当該株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しなかったこと

通知・催告が到達しなくとも、当該株主が口座振込等で配当を受領している場合には、同制度を利用することはできない。この点について、会社が配当をしたが株主が受領しなかったという場合のみならず、そもそも会社が配当をしなかったがために受領しなかったという場合にも同要件を充足するかが問題となるが、同制度の立法経緯や、当該株主に一定の手續保障が図られている点から、後者の場合であっても充足すると解されている^{*14}。

c 当該株主その他の利害関係人が一定の期間（3か月以上）内に異議を述べ

ることができる旨等を公告し、かつ個別に催告すること

会社が所在不明株主の株式の競売・売却をするには、所定事項を公告し、かつ当該株主及びその登録株式質権者に対しては各別の催告を行う必要がある。会社が定めた3か月以上の異議申述期間内に利害関係人が異議を述べた場合には、会社は当該株式を競売・売却することができない（会社法198①）。

d 裁判所の手続きを経ること（競売又は裁判所の売却許可）

所在不明株主の株式の売却は、原則として競売によるものとされているが、実務上は、会社やオーナー株主による買取りが一般的である。競売によらない売却の場合、市場価格のない非上場会社の株式については、取締役全員の同意により裁判所に対して売却許可の申立てを行い、裁判所の許可を得て売却する必要がある（会社法197②）。会社が買い取る場合には、買取株式数及びこれと引換えに交付する金銭の総額を、取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数による決定）で定めなければならない（同③、同④）。

会社は、所在不明株主への対価の支払いについて、受領不能あるいは債権者不確知を理由に供託することができ（民法494）、この供託は、会社の本店所在地を管轄する法務局で行うことと

^{*13} 東京地方裁判所民事第8部（商事部）「所在不明株主の株式売却許可申立事件についてのQ&A」（https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/dai8bu_osirase/hisyokaryo_osirase/sy_ozafumeikabunusibaikyakyokaQA/index.html）

^{*14} 前出* 2 243-244頁。

なる（民法495①、会社法196②、同法4）。

- (ロ) 所在不明株主に関する会社法の特例
現在、我が国では経営者の高齢化が進んでおり、事業承継を喫緊の課題としている中小企業数は年々増加している。他方、事業やそれを構成する資産、従業員等を次世代に承継したいと考えても、所在不明株主が存在することで、円滑な事業承継が阻害される場合があり得る^{*15}。

会社法上の所在不明株式の売却制度については、2(2)ハイで解説したとおりであるが、「5年」という期間の長さが、事業承継の場面においても制度利用のハードルになっているという指摘があった^{*16}。そうした経緯から、非上場の中小企業者のうち、事業承継ニーズの高い株式会社に関し、都道府県知事の認定を受けることと一定の手續保障を前提に、この「5年」を「1年」に短縮する特例（会社法特例）が創設され、令和3年8月に施行された。

以下、この所在不明株主に関する会社法の特例（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」という。))について解説する。

a 対象者

本特例制度適用の対象となるのは、株式会社のうち、①中小企業者（円滑

化法2、円滑化令1、円滑化規則1①）に該当し、かつ、②上場会社等に該当しない者である（円滑化規則1⑫、円滑化法12①一柱書、同号ホ）。

なお、医療法人や社会福祉法人、外国会社は、同法における中小企業者には該当しない。

b 要件

(a) 経営困難要件

本特例制度が適用されるためには、代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じている場合であることが必要である（円滑化法12①一ホ）。具体的には、以下のような場合にこの要件を満たし得るとされている。

- ・申請者の代表者の「年齢」が満60歳を超えている場合
- ・申請者の代表者の「健康状態」が日常業務に支障を生じさせている場合
- ・「その他の事情」が認められる場合^{*17}

(b) 円滑承継困難要件

(a)の経営困難要件に加え、一部の株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者（以下「株式会社事業後継者」という。）

^{*15} M & Aを行う際に必要な株主総会決議の議決権要件充足の妨げとなるといった場合等があり得るが、議決権割合に問題がないとしても、中小企業のM & Aでは全株主について株式譲渡を行うことが多いため、所在不明株主の存在が事業承継の障害となり得るケースがある。

^{*16} 中小企業の経営資源集約化等に関する検討会「第3回 配布資料1 事務局説明資料」11頁（令和3年1月25日）（<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shigenshuyaku/2021/210125shigenshuyaku01.pdf>）参照

^{*17} 例えば、代表者以外の役員や幹部従業員（基幹工場の工場長やいわゆる「番頭」等）が病気や事故で倒れてしまったり、突然失踪してしまったりした場合、外部環境の急激な変化により突然業績が悪化した場合等が「その他の事情」に該当するとされている（前出*16頁）。

に円滑に承継させることが困難であると認められること（円滑化法12①一ホ）も要する。具体的には、以下のような場合が同要件に該当するとされている*18。

- ・認定申請日時点で株式会社事業後継者が定まっている例

特定の手法による事業承継が合意されているが、所在不明株主が存在するために当該手法の遂行に必要な議決権数を満たせないケースにおいて、会社法特例を利用することで当該議決権数を満たせるようになる場合

- ・認定申請日時点で株式会社事業後継者が定まっていない例

事業承継のための特定の手法が定まっていない場合であっても、必要な株式集約について所在不明株主が存在するために支障が生じるおそれがあるケースにおいて、会社法特例を利用することで当該株式集約が可能になるような場合

- (c) 都道府県知事の認定の申請手続き

以上の要件を満たす中小企業者は、会社法特例の認定を受けることができ、その申請先は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とされている（円滑化法17、円滑化令2）*19。

- (d) 会社法特例における異議申述手続き

都道府県知事の認定後は、会社法

上の異議申述手続き（上記2(2)ハ(イ)c参照）に先立ち、会社法特例上の異議申述手続き（株主その他の利害関係人が3か月以上の一定期間内に異議を述べることができる旨等を公告し、かつ個別に催告すること）を行うことも要する。

以上の要件を満たし、必要な手続きを経ることにより、会社法上必要とされている「5年」の要件を「1年」に短縮することが可能となる。

すなわち、「①株主に対する通知又は催告が5年以上継続して到達しないこと（会社法197①一、同法196①）」については、株主に対する通知又は催告が「1年」以上継続して到達しないことで足り、「②当該株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しなかったこと（同法197①二）」については、当該株主が継続して「1年」間剰余金の配当を受領しなかったことで足りることとなる。

もっとも、本特例は、所在不明株主の存在のみが事業承継の障害となっているケースを対象としているため、とりわけ前記b(b)円滑承継困難要件においては、所在不明株主以外の全ての株主が特定の後継者に議決権株式を譲渡しても当該後継者が要求する議決権数に届かない場合（株式譲渡の手法による事業承継のケース）や、所在不明株主の議決権割合が最低でも1/10を超える場合であること等を要求するなど、認定のハードルが高く、限られたケースでしか利

*18 各場合において同要件に該当するとされる具体的な基準については前出*1 6-12頁参照

*19 申請窓口や申請書式等は中小企業庁のホームページ (https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.html) 参照

用できないというのが実情である。

したがって、所在不明株式の売却制度を検討する場合には、原則どおり、会社法上の「5年」の要件を前提とすることが現実的と考えられる。

3 名義株への対応

(1) 名義株の問題点

名義株が存在しているにもかかわらずこれを放置していると、事業承継を行う際に必要となる株式集約のための株主との株式買取交渉や各手続きにおいて、名義株の権利者（真の株主）についての争いが生じるおそれがある。仮に、この交渉や手続きの時点では争いが生じなかったとしても、権利者（真の株主）ではない者を株主として取り扱った各手続きに瑕疵があるなどとして、後に各手続きの有効性等が争われるリスクもある。

また、事業承継の場面のみならず、会社内で経営権争いが起きた際にも、権利者（真の株主）ではない者を株主として取り扱った株主総会招集手続や議決権の行使に瑕疵があるなどとして、同株主総会における役員選任決議等の有効性や（同決議により選任された）役員らの業務執行行為の効力が争われるリスクがある^{*20}。

そこで、少数株主に名義株が含まれてい

た場合の対応についても説明を加えておく^{*21}。

(2) 具体的な対応策

会社が名義株の存在を認識しており、名義人と実質的な株式所有者との間で権利の帰属に争いがいない場合には、会社が兩人に株主名簿の名義書換請求（会社法133）を促し、同請求を受けて実質的な株式所有者を株主として株主名簿に記載することにより、名義株の状態を解消し得る^{*22}。

他方、名義株に関する権利の帰属に争いがある場合^{*23}には、当該株式の買取りやスクイーズアウトの各手続きにより名義株の状態を解消しようとしても、誰を株主として扱うかといった問題が生じ得る。株主名簿に記載された名義人を株主として取り扱うことで会社が免責されるか、またどのような場合に免責されるかについては争いがあるため^{*24}、会社は、名義人と実質的な所有者（であると主張する者）のいずれを株主として扱うべきかの判断において、後に当該株式の買取りが無効とされ、あるいはスクイーズアウトを決定した株主総会決議が取り消される等のリスクを負うこととなる。

そこで、このような場合、会社としては、実質的な株式所有者に対し、株主権確認

^{*20} M & A や経営権争いの局面における名義株の問題点についての詳細は、石井亮ほか「コンサル実務と名義株」（本誌2021年8月号）48-50頁参照

^{*21} 税務上の問題を含む名義株の問題点及びその具体的な対策についての詳細は、大沼蔵人「名義株により生じる問題と対応策」（本誌2021年8月号）30-40頁参照

^{*22} 当該株主が原始株主（新株発行時の引受人）である場合、名義人らの共同請求によらずとも、実質的な株式所有者の請求に応じ、会社法132条1項1号に基づき、名義株主の記載を抹消し、実質的な株式所有者を株主として記載することが可能との考えもあり得る（東京高裁令和元年11月20日判決（金判1584号26頁）参照）。

^{*23} 名義株であるとの認識のもとでその状態を解消しようとしたところ、名義人から自らが権利者である旨の主張がなされたケースのみならず、名義株であることを認識しないまま名義人を株主として扱っていたところ、実質的な株式所有者（を名乗る者）が出てきたケースも考えられる。

^{*24} 山下友信編「会社法コンメンタール3 株式(1)」（商事法務2013年）326-327頁、島田志帆「原始株主の記載に係る株主名簿の効力——原始株主の名義記載請求権に関する裁判例を契機に——」立命館法学398号291-314頁（2021）参照

(及び株主名義書換請求)の訴えを提起することを促すなどして株主権の帰属を確定させ、その上で株主名簿の書換え(同法施行規則22①一)等の対応を行うことにより、名義株の解消に努めるべきであろう。

4 | むすびに

所在不明株主も名義株の株主も、それらが少数株主に留まっている限り、会社の通常の運営に影響を及ぼすことはほとんどないため、事業に支障を生じさせ得る存在として両者を認識している会社はそう多くはないように思われる。

しかし、両者ともに上で述べたような問題をはらんでいるのであって、いざ事業承継を行おうという段になって対応しようとしても、その頃には相続を原因として複数

の株主が出現し、それに伴い株主権に関する争いも発生するなど問題が複雑化していて対応が困難を極めたり、必要な手続きの終了までに長い期間を要したりする可能性がある。

本特集を契機として、株主名簿の整備や株主に到達せず返送されてきた通知等の保管、所在不明株主等への対応方針について検討していただければ幸いである。

小池 史織

(こいけ・しおり)

野村資産承継研究所 副主任研究員

- ◆**経歴** 法律事務所勤務を経て現職
弁護士
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所
副主任研究員